

宮城県公報

行 政 発 行
宮 城 県
(総務部県政情報・文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目 次

告 示

○産業廃棄物処理施設の変更の許可申請	(循環型社会推進課)	一
○生活保護法による医療機関の指定	(社会福祉課)	二
○生活保護法による指定医療機関の廃止の届出	(同)	二
○生活保護法による指定介護機関の指定	(同)	二
○生活保護法による指定介護機関の変更の届出	(同)	三
○生活保護法による施術者の指定	(同)	三
○平成十九年宮城県告示第三百十八号(漁業災害補償法に基づく漁業 共済に係る加入区の設定)の一部改正	(水産林政総務課)	四
○保安林の指定	(森林整備課)	四
○道路の区域変更	(道路課)	四
○道路の供用開始	(同)	四
○土地区画整理事業の事業計画変更の認可	(都市計画課)	五
○土地区画整理組合の事業計画変更の認可	(同)	五
○政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る入札の公告(三件)	(契約課)	五
○宮城県指定天然記念物の指定		一一
○定期監査結果に対する措置の公表		一一

告 示

○宮城県告示第四百十二号
廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和四十五年法律第百三十七号。以下「法」という。)第十五条の二の六第一項の規定により産業廃棄物処理施設の変更の許可の申請があったので、産業廃棄物処理施設等の設置及び維持管理に関する指導要綱(平成十年宮城県告示第七百三十七号。以下「要綱」という。)第三十条第一項の規定により告示し、同条第三項の規定により関係書類を公衆の縦覧に供する。
なお、当該施設の設置に関し利害関係を有する者は、要綱第三十二条第一項の規定により意見書を提出することができる。
令和四年五月二十七日
宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 申請者の名称、所在地及び代表者の氏名
1 名称 株式会社タツゲ
- 所在地 宮城県東松島市川下字内響百三十二番地十七
- 代表者の氏名 安藤 誠一郎
- 産業廃棄物処理施設の設置の場所
宮城県東松島市川下字内響百三十二番地十七
- 産業廃棄物処理施設の種類
廃プラスチック類の破碎施設(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和四十六年政令第三百号)第七条第七号)
- 産業廃棄物処理施設において処理する産業廃棄物の種類
廃プラスチック類
- 申請年月日
令和四年四月十三日
- 縦覧場所等
1 縦覧場所 東部保健福祉事務所(石巻保健所)
2 縦覧期間 令和四年五月二十七日から令和四年六月二十七日まで(午前八時三十分から午後五時十五分まで)
7 意見書の提出期限等
1 提出期限 令和四年七月十一日
2 提出場所 東部保健福祉事務所(石巻保健所)
3 意見書に記載すべき事項 生活環境保全上の見地からの意見、提出者の氏名及び住所(法人に

あつては、名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名）並びに対象施設の名称（日本語により記載すること。）

○宮城県告示第四百十三号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十九条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項の規定によりその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、医療機関として次のとおり指定した。

令和四年五月二十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
医療法人清仁会石巻内科透析クリニック	石巻市須江字館山根百五	令和四年一月五日
くまさん薬局藤倉店	塩竈市藤倉二丁目二十二	令和四年二月一日
ウエルシア薬局名取大手町店	名取市大手町五丁目三番地二	令和三年四月一日
あるふぁ薬局仙南病院前店	角田市角田字牛館二十番地	令和四年三月一日
あかま皮膚科クリニック	岩沼市桜二丁目四番一号	令和四年一月一日
やまと在宅診療所栗原	栗原市築館宮野中央二丁目三十三	令和四年三月一日
藤野整形外科	東松島市矢本字大溜二十五一	令和四年一月四日
つばめの杜歯科医院	巨理郡山元町つばめの杜二丁目五番地二	令和四年一月一日
杜の丘耳鼻咽喉科クリニック	黒川郡大和町杜の丘二丁目十一四	令和四年三月一日
ヤマザワ調剤薬局杜のまち店	黒川郡大和町杜の丘二丁目十六番	令和四年二月一日

○宮城県告示第四百十四号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項の規定によりその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、指定医療

機関から次のとおり廃止した旨届出があった。

令和四年五月二十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
安達医院	塩竈市尾島町十四丁目百二	令和三年十一月六日
横山小児科医院	塩竈市錦町七十五	令和三年十一月二十三日
調剤薬局ツルハドラッグ石巻のぞみ野店	石巻市のぞみ野二丁目一番地六	令和四年三月一日
大崎調剤薬局古川西店	大崎市古川大宮一丁目六十九	令和三年十二月二十九日
あるふぁ薬局 仙南病院前店	角田市角田字牛館二十	令和四年三月一日
あかま皮膚科クリニック	岩沼市桜二丁目四一	令和三年十二月三十一日
やまと在宅診療所栗原サテライト	栗原市志波姫沼崎南沖六百四十五番地まるげんハイツA号室	令和四年二月二十八日
藤野整形外科	東松島市矢本字大溜二十五一	令和三年十二月三十一日
つばめの杜歯科医院	巨理郡山元町つばめの杜一丁目五二	令和三年十二月三十一日

○宮城県告示第四百十五号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項の規定によりその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、指定介護機関として次のとおり指定した。

令和四年五月二十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 定期巡回・随時対応型訪問介護看護

事業所の名称 定期巡回・随時対応型訪問介護看護ヘルパーステーション金上	事業所の所在地 角田市角田中島上一八三	申請者の名称 医療法人金上仁友会	申請者の所在地 角田市角田字田町一二三番地	指定年月日 令和四年二月一日
--	------------------------	---------------------	--------------------------	-------------------

二 居宅療養管理指導

事業所の名称 銀座薬局	事業所の所在地 柴田郡柴田町船岡中央二丁目十二・二十二	申請者の名称 株式会社 銀座薬局	申請者の所在地 柴田郡柴田町船岡中央二丁目十二番二十二号	指定年月日 令和四年三月十四日
----------------	--------------------------------	---------------------	---------------------------------	--------------------

○宮城県告示第四百十六号

生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号）第五十四条の二第一項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項の規定によりその例によるものとされた場合を含む。）の規定により指定した指定介護機関から、次のとおり変更した旨届出があった。

令和四年五月二十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

新	旧	新	旧	新	旧	事業所の名称	事業所の所在地	開設者の名称	開設者の所在地	変更年月日
						訪問介護事業所「湊」	石巻市大門町四丁目四番三十八号	有限会社さくらグリーン	多賀城市八幡二丁目二十四番八号	令和四年三月十九日
						通所介護事業所「湊」	石巻市大門町四丁目四番三十八号	有限会社さくらグリーン	多賀城市八幡二丁目二十四番八号	令和四年三月十九日
						居宅介護支援事業所「湊」	石巻市大門町四丁目四番三十八号	有限会社さくらグリーン	多賀城市八幡二丁目二十四番八号	令和四年三月十九日
新	旧	新	旧	新	旧		石巻市湊東二丁目十九番地一			
							石巻市湊東二丁目十九番地一			
							石巻市大門町四丁目四番三十八号			
							石巻市湊東二丁目十九番地一			

○宮城県告示第四百十七号

生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号）第五十五条において準用する同法第四十九条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関

する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項の規定によりその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、施術者として次のとおり指定した。

令和四年五月二十七日

氏名	氏名	宮城県知事 村 井 嘉 浩
施術所の名称	住所又は施術所の所在地	宮城県知事 村 井 嘉 浩
クレーン整備院 矢本店	東松島市小松上浮足四十三番地	宮城県知事 村 井 嘉 浩
山口 洋	令和四年四月八日	宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県告示第四百十八号

平成十九年宮城県告示第三百十八号（漁業災害補償法に基づく漁業共済に係る加入区の設定）の一部を次のように改正し、令和四年五月二十七日から施行する。

令和四年五月二十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

法第百四条第二号に掲げる漁業の表亘理町区域（宮城県漁業協同組合の仙南支所の地区のうち亘理の区域）の項を次のように改める。

亘理町区域（宮城県漁業協同組合の仙南支所の地区のうち亘理の区域）	
1. 総トン数10トン未満の漁船により主として底びき網を使用して行う漁業	1. 総トン数10トン未満の漁船により主として底びき網を使用して行う漁業
2. 総トン数10トン未満の漁船により主として刺し網を使用して行う漁業	2. 総トン数10トン未満の漁船により主として刺し網を使用して行う漁業
3. 総トン数10トン未満の漁船により釣りによって行う漁業	3. 総トン数10トン未満の漁船により釣りによって行う漁業
4. 小型合併漁業（主として貝柁を管む漁業）	4. 小型合併漁業（主として貝柁を管む漁業）
5. 小型定置漁業	5. 小型定置漁業

○宮城県告示第四百十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条の二第二項の規定により、次のように保安林に指定する。

令和四年五月二十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 保安林の所在場所
栗原市一迫字大川口向芳沢二の一
- 二 指定の目的
干害の防備
- 三 指定施業要件

- 1 立木の伐採の方法
 - (一) 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - (二) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- 2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

〔次のとおり〕は、省略し、その関係書類を宮城県庁（水産林政部森林整備課）及び栗原市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○宮城県告示第四百二十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更したので告示する。

その関係図面は、令和四年五月二十七日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県北部土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和四年五月二十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 道路の種類 県道
- 二 路 線 名 河南築館線
- 三 道路の区域

変 更 の 区 間		変更の前後		敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
遠田郡涌谷町小里字柳沢三番二地先から 同郡同町小里字柳沢三番二地先まで	前	一八・四	二四・二	一八・四	五八・〇
	後	一九・一	二八・一	一九・一	五八・〇
遠田郡涌谷町太田字欠下三五番四地先から 同郡同町太田字欠下三五番三地先まで	前	四一・九	五一・〇	四一・九	四五・〇
	後	四一・九	五四・一	四一・九	四五・〇

○宮城県告示第四百二十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始するので告示する。

その関係図面は、令和四年五月二十七日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県北部土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和四年五月二十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
県道	河南築館線	遠田郡涌谷町小里字柳沢三番二地先から同郡同町小里字柳沢三番二地先まで 遠田郡涌谷町太田字欠下三五番四地先から同郡同町太田字欠下三五番三地先まで	令和四年五月二十七日

○宮城県告示第四百二十二号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第十条第一項の規定により、次の土地区画整理事業の事業計画の変更について認可した。

令和四年五月二十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 事業の名称

岩沼市早股松原土地区画整理事業

二 事務所の所在地

名取市手倉田字諏訪六百六十九番地の一

三 施行認可の年月日

令和三年二月二十五日

四 変更認可の年月日

令和四年五月十九日

○宮城県告示第四百二十三号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第三十九条第一項の規定により、次の土地区画整理組合の事業計画の変更について認可した。

令和四年五月二十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 組合の名称

名取市飯野坂東部土地区画整理組合

二 事務所の所在地

名取市増田二丁目二番二十号

三 設立認可の年月日

令和三年三月十日

四 変更認可の年月日

令和四年五月二十日

公 告

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達を、次のとおり一般競争入札に付す。

令和四年五月二十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 入札に付する事項

1 購入物品及び数量 除雪グレーダー（三・一m級） 二台

2 購入物品の仕様等 入札説明書及び仕様書による。

3 納入期限 令和五年三月二十四日（金）

4 納入場所 宮城県仙台土木事務所及び宮城県大河原土木事務所

二 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

1 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七條の四の規定に該当しない者であることを。

2 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加業者に登録されている者又は開札時までに宮城県の物品調達等に係る競争入札参加資格を取得した者であること。

3 平成十二年三月三十一日以前に民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）附則第二条による廃止前の和議法（大正十一年法律第七十二号）第十二条第一項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。

4 平成十二年四月一日以後に民事再生法第二十一条第一項又は第二項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第三十三条第一項の再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第七十四条第一項の再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、その者を再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。

5 会社更生法（平成十四年法律第五十四号）第十七条第一項又は第二項の規定による更生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者（同法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。）であること。ただし、同法に基づく

更生手続開始の決定を受けた者がその者に係る更生計画認可の決定があった場合にあっては、その者を更生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。

6 宮城県から物品調達等に係る競争入札の参加資格制限の措置を受けている期間中の者でないこと。

7 宮城県入札契約暴力団等排除要綱（平成二十年十一月一日施行）別表各号に規定する次のいずれかに該当するときは入札に参加することはできない。

なお、入札に参加しようとする者の使用人が入札に参加しようとする者の業務として行った行為は、入札に参加しようとする者の行為とみなす。

(一) 入札に参加しようとする者の役員等（法人の場合は非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体の場合は法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人の場合はその者並びに支配人及び営業所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号。以下「暴対法」という。）第二条第六号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）である場合又は暴力団員が経営に事実上参加していると認められるとき。

(二) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴対法第二条第三号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）、暴力団員又は暴力団、暴力団員に協力し、若しくは関与する等これと関わりを持つ者として、警察から通報があった者若しくは警察が確認した者（以下「暴力団関係者」という。）の威力を利用するなどしていると認められるとき。

(三) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団、暴力団員若しくは暴力団関係者（以下「暴力団等」という。）又は暴力団等が経営若しくは運営に関与していると認められる法人等に対して、資金等を提供し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

(四) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(五) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等であることを知りながら、これと取引したり、又は不当に利用していると認められるとき。

8 入札参加資格申請場所 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加資格のない者で入札を希望する者は、当県所定の物品調達等に係る競争入札参加業者登録申請書に必要事項を記入の上、宮城県出納局契約課管理班（千九八〇一八五七〇 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号 電話〇二二一二一一三三三五）へ令和四年六月十日（金）午後五時までに提出すること。

三 入札書の提出場所等

1 電子調達システムの利用

(一) 本調達案件は、電子入札（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）の送受信により執行する競争入札又は任意契約における相手方決定の手続きの総称をいう。以下同じ。）及び紙入札（書面により執行する競争入札又は任意契約における相手方決定の手続きの総称をいう。以下同じ。）を併用して入札を行うものとする。

(二) 本調達案件に参加する者のうち、紙入札を希望する者は、入札説明書に定めるところによりあらかじめ紙入札参加承認書を提出しなければならない。

2 書面による入札書の提出場所、契約条項及び契約条件を示す場所、入札説明書の交付場所並びに問い合わせ先

千九八〇一八五七〇 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号
宮城県出納局契約課物品班（担当 内田 香穂 電話〇二二一二一一三三三五）

3 郵送による入札説明書の交付期限 郵送により書面での入札説明書の交付を希望する場合は、令和四年六月十日（金）まで2あて申し出ること。

4 一般競争入札参加資格審査

(一) システムを用いて参加資格審査を受ける場合 システムにより入札に参加しようとする者は、入札説明書に定めるところにより令和四年六月十日（金）午前九時から令和四年六月二十一日（火）午後五時までの間に必要書類を作成の上、システムにより提出し、参加資格の審査を受けなければならない。

(二) 書面により参加資格審査を受ける場合 書面により入札に参加しようとする者は、入札説明書に定めるところにより令和四年六月二十一日（火）午後五時までの間に必要書類を作成の上、提出し、参加資格の審査を受けなければならない。

(三) 開札日までの間において、(一)又は(二)において提出された書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

5 入札書の提出期限等

(一) システムを用いて入札する場合

入札期間 令和四年六月二十三日（木）午前九時から令和四年七月五日（火）午後五時までに
書面により入札書を提出する場合

イ 日時 令和四年七月五日（火）午後五時
ロ 場所 2に同じ

ハ 郵送による場合は、配達証明付書留郵便によりイの日時までに到達するように提出すること。
 ただし、入札書を持参する場合は、6の開札の日時まで開札場所へ提出できるものとする。
 ニ 提出期限を過ぎて提出された入札書は、いかなる事由があっても受理しない。

6 開札の日時及び場所

令和四年七月六日（水）午前十時 宮城県庁庁舎十八階一八〇三会議室

四 入札に参加することができない者 二に定める資格を有しない者
 五 その他

1 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

2 入札保証金 財務規則（昭和三十九年宮城県規則第七号）第九十七条及び第九十八条の規定による。

3 契約保証金 財務規則第一百三十三条及び第一百四十四条の規定による。

4 入札の無効 本公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札に求められる義務を履行しなかった者のした入札は、無効とする。

5 入札金額の記載方法 契約金額は、入札書に記載された金額に当該金額の消費税及び地方消費税に相当する額を加算した金額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額。以下同じ。）とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額から消費税及び地方消費税に相当する金額を控除した金額を入札書に記載すること。

6 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

7 契約書作成の要否 要

8 申請書等の作成に要する経費 申請書等を提出する入札参加希望者の負担とする。
 9 詳細は、入札説明書による。

六 概要

Summary

- 1 Nature and Quantity of the Items to be Procured : Snow Removal Motor Grader (3.1m model) 2 graders
- 2 Deadline for Delivery : March 24, 2023 (Fri.)
- 3 Place of Delivery : Miyagi Prefecture Sendai Public Works Office and Miyagi Prefecture Ogawara Public Works Office
- 4 Deadline for Bid Submission : July 5, 2022 (Tue), 5 : 00 p.m.

5 Contact Information : Kaho Uchida, Procurement Section, Government Contract Division, Treasury Department, Miyagi Prefectural Government, 3-8-1 Honcho, Aoba-ku, Sendai City, Miyagi Prefecture 980-8570 Japan, TEL: 022-211-3333
 6 Language and Currency Used in Contract Procedures : Japanese and Japanese yen only

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達を、次のとおり一般競争入札に付す。

令和四年五月二十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 入札に付する事項

- 1 購入物品及び数量 除雪トラック（七t級） 一台
- 2 購入物品の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
- 3 納入期限 令和五年三月二十四日（金）
- 4 納入場所 宮城県大河原土木事務所（宮城県柴田郡大河原町字南百二十九一）

二 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

1 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七条の四の規定に該当しない者であること。

2 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加業者登録簿に登録されている者又は開札時までに宮城県の物品調達等に係る競争入札参加資格を取得した者であること。

3 平成十二年三月三十一日以前に民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）附則第二条による廃止前の和議法（大正十一年法律第七十二号）第十二条第一項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。

4 平成十二年四月一日以後に民事再生法第二十一条第一項又は第二項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第三十三条第一項の再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第七十四条第一項の再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、その者を再生手続開始の申立てをしなかつた者又は申立てをなされなかつた者とみなす。

5 会社更生法（平成十四年法律第五十四号）第十七条第一項又は第二項の規定による更生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者（同法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。）であること。ただし、同法に基づく更生手続開始の決定を受けた者がその者に係る更生計画認可の決定があった場合にあっては、その者を更生手続開始の申立てをしなかつた者又は申立てをなされなかつた者とみなす。

6 宮城県から物品調達等に係る競争入札の参加資格制限の措置を受けている期間中の者でないこと。

7 宮城県入札契約暴力団等排除要綱（平成二十年十一月一日施行）別表各号に規定する次のいずれかに該当するときは入札に参加することはできない。
なお、入札に参加しようとする者の使用人が入札に参加しようとする者の業務として行った行為は、入札に参加しようとする者の行為とみなす。

(一) 入札に参加しようとする者の役員等（法人の場合は非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体の場合は法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人の場合はその者並びに支配人及び営業所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号。以下「暴対法」という。）

第二条第六号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）である場合又は暴力団員が経営に事実上参加していると認められるとき。

(二) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴対法第二号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）、暴力団員又は暴力団、暴力団員に協力し、若しくは関与する等これと関わりを持つ者として、警察から通報があった者若しくは警察が確認した者（以下「暴力団関係者」という。）の威力を利用するなどしていると認められるとき。

(三) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団、暴力団員若しくは暴力団関係者（以下「暴力団等」という。）又は暴力団等が経営若しくは運営に関与していると認められる法人等に対して、資金等を提供し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

(四) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(五) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等であることを知りながら、これと取引したり、又は不当に利用していると認められるとき。

8 入札参加資格申請場所 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加資格のない者で入札を希望する者は、当県所定の物品調達等に係る競争入札参加業者登録申請書に必要事項を記入の上、宮城県出納局契約課管理班（〒九八〇一八五七〇 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号 電話〇二二一二一一三三三五）へ令和四年六月二日（木）午後五時までに提出すること。

三 入札書の提出場所等

1 電子調達システムの利用

(一) 本調達案件は、電子入札（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）の送受信により執行する記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）の送受信により執行する競争入札又は随意契約における相手方決定の手続きの総称をいう。以下同じ。）及び紙入札（書面により執行する競争入札又は随意契約における相手方決定の手続きの総称をいう。以下同じ。）を併用して入札を行うものとする。

(二) 本調達案件に参加する者のうち、紙入札を希望する者は、入札説明書に定めるところによりあらかじめ紙入札参加承認書を提出しなければならない。

2 書面による入札書の提出場所、契約条項及び契約条件を示す場所、入札説明書の交付場所並びに問い合わせ先
〒九八〇一八五七〇 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号

宮城県出納局契約課物品班（担当 内田 香穂 電話〇二二一二一一三三三五）

3 郵送による入札説明書の交付期限 郵送により書面での入札説明書の交付を希望する場合は、令和四年六月二日（木）まで2あてて申し出ること。

4 一般競争入札参加資格審査
(一) システムを用いて参加資格審査を受ける場合 システムにより入札に参加しようとする者は、入札説明書に定めるところにより令和四年六月二日（木）午前九時から令和四年六月八日（水）午後五時までの間に必要書類を作成の上、システムにより提出し、参加資格の審査を受けなければならない。

(二) 書面により参加資格審査を受ける場合 書面により入札に参加しようとする者は、入札説明書に定めるところにより令和四年六月八日（水）午後五時までの間に必要書類を作成の上、提出し、参加資格の審査を受けなければならない。

(三) 開札日までの間において、(一)又は(二)において提出された書類に關し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

5 入札書の提出期限等
(一) システムを用いて入札する場合
入札期間 令和四年六月十日（金）午前九時から令和四年六月十四日（火）午後五時まで

(二) 書面により入札書を提出する場合
イ 日時 令和四年六月十四日（火）午後五時
ロ 場所 2に同じ

ハ 郵送による場合は、配達証明付書留郵便によりイの日時までに到達するように提出すること。ただし、入札書を持参する場合は、6の開札の日時まで開札場所へ提出できるものとする。

二 提出期限を過ぎて提出された入札書は、いかなる事由があっても受理しない。

6 開札の日時及び場所

令和四年六月十五日（水）午前十時 宮城県庁舎十八階一八〇三会議室

四 入札に参加することができない者 二に定める資格を有しない者

五 その他

1 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

2 入札保証金 財務規則（昭和三十九年宮城県規則第七号）第九十七条及び第九十八条の規定による。

3 契約保証金 財務規則第百十三条及び第百十四条の規定による。

4 入札の無効 本公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札に求められる義務を履行しなかった者のした入札は、無効とする。

5 入札金額の記載方法 契約金額は、入札書に記載された金額に当該金額の消費税及び地方消費税に相当する額を加算した金額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額。以下同じ。）とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額から消費税及び地方消費税に相当する金額を控除した金額を入札書に記載すること。

6 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

7 契約書作成の要否 要

8 申請書等の作成に要する経費 申請書等を提出する入札参加希望者の負担とする。

9 詳細は、入札説明書による。

六 概要

Summary

1 Nature and Quantity of the Items to be Procured : Snow Removal Truck (7t model) 1 truck

2 Deadline for Delivery : March 24, 2023 (Fri.)

3 Place of Delivery : Miyagi Prefecture Ogawara Public Works Office

4 Deadline for Bid Submission : June 14, 2022 (Tue.), 5 : 00 pm.

5 Contact Information : Kaho Uchida, Procurement Section, Government Contract Division, Treasury Department, Miyagi Prefectural Government, 3-8-1 Honcho, Aoba-ku, Sendai City, Miyagi Prefecture 980-8570Japan. TEL.: 022-211-3333

6 Language and Currency Used in Contract Procedures : Japanese and Japanese yen only

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達を、次のとおり一般競争入札に付す。

令和四年五月二十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 入札に付する事項

1 購入物品及び数量 無線アクセスポイント 一式

2 購入物品の仕様等 入札説明書及び仕様書による。

3 納入期限 令和五年三月二十四日（金）

4 納入場所 発注者が別途指定する仙台市内の場所

二 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

1 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十七条の四の規定に該当しない者であること。

2 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加資格に登録されている者又は開札時までに宮城県の物品調達等に係る競争入札参加資格を取得した者であること。

3 平成十二年三月三十一日以前に民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）附則第二条による廃止前の和議法（大正十一年法律第七十二号）第十二条第一項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。

4 平成十二年四月一日以後に民事再生法第二十一条第一項又は第二項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第三十三条第一項の再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第七十四条第一項の再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、その者を再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。

5 会社更生法（平成十四年法律第五十四号）第十七条第一項又は第二項の規定による更生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者（同法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。）であること。ただし、同法に基づく更生手続開始の決定を受けた者がその者に係る更生計画認可の決定があった場合にあっては、その者を更生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。

6 宮城県から物品調達等に係る競争入札の参加資格制限の措置を受けている期間中の者でないこと。

7 宮城県入札契約暴力団等排除要綱（平成二十年十一月一日施行）別表各号に規定する次のいずれかに該当するときは入札に参加することはできない。

なお、入札に参加しようとする者の使用人が入札に参加しようとする者の業務として行った行為は、入札に参加しようとする者の行為とみなす。

(一) 入札に参加しようとする者の役員等（法人の場合は非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体の場合は法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人の場合はその者並びに支配人及び営業所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号。以下「暴対法」という。）第二条第六号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）である場合又は暴力団員が経営に事実上参加していると認められるとき。

(二) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴対法第二十一条第二号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）、暴力団員又は暴力団、暴力団員に協力し、若しくは関与する等これと関わりを持つ者として、警察から通報があった者若しくは警察が確認した者（以下「暴力団関係者」という。）の威力を利用するなどしていると認められるとき。

(三) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団、暴力団員若しくは暴力団関係者（以下「暴力団等」という。）又は暴力団等が経営若しくは運営に関与していると認められる法人等に対して、資金等を提供し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

(四) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(五) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等であることを知りながら、これと取引したり、又は不当に利用していると認められるとき。

8 入札参加資格申請場所 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加資格のない者で入札を希望する者は、当県所定の物品調達等に係る競争入札参加業者登録申請書に必要事項を記入の上、宮城県出納局契約課管理班（千九八〇一八五七〇 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号 電話〇二二一二一一三三三五）へ令和四年六月十日（金）午後五時までに提出すること。

三 入札書の提出場所等

1 電子調達システムの利用

(一) 本調達案件は、電子入札（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）の送受信により執行する競争入札又は随意契約における相手方決定の手続きの総称をいう。以下同じ。）及び紙入札（書面により執行する競争入札又は随意契約におけ

る相手方決定の手続きの総称をいう。以下同じ。）を併用して入札を行うものとする。

(二) 本調達案件に参加する者のうち、紙入札を希望する者は、入札説明書に定めるところによりあらかじめ紙入札参加承認願を提出しなければならない。

2 書面による入札書の提出場所、契約条項及び契約条件を示す場所、入札説明書の交付場所並びに問い合わせ先
千九八〇一八五七〇 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号
宮城県出納局契約課物品班（担当 内田 香穂 電話〇二二一二一一三三三五）

3 郵送による入札説明書の交付期限 郵送により書面での入札説明書の交付を希望する場合は、令和四年六月十日（金）まで2あて申し出ること。

4 一般競争入札参加資格審査
(一) システムを用いて参加資格審査を受ける場合 システムにより入札に参加しようとする者は、入札説明書に定めるところにより令和四年六月十日（金）午前九時から令和四年六月二十一日（火）午後五時までの間に必要書類を作成の上、システムにより提出し、参加資格の審査を受けなければならない。

(二) 書面により参加資格審査を受ける場合 書面により入札に参加しようとする者は、入札説明書に定めるところにより令和四年六月二十一日（火）午後五時までの間に必要書類を作成の上、提出し、参加資格の審査を受けなければならない。

(三) 開札日までの間において、(一)又は(二)において提出された書類に關し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

5 入札書の提出期限等
(一) システムを用いて入札する場合
入札期間 令和四年六月二十三日（木）午前九時から令和四年七月五日（火）午後五時まで
(二) 書面により入札書を提出する場合
イ 日時 令和四年七月五日（火）午後五時
ロ 場所 2に同じ

ハ 郵送による場合は、配達証明付書留郵便によりイの日時までに到達するように提出すること。ただし、入札書を持参する場合は、6の開札の日時まで開札場所へ提出できるものとする。
ニ 提出期限を過ぎて提出された入札書は、いかなる事由があつても受理しない。

6 開札の日時及び場所
令和四年七月六日（水）午前十時五分 宮城県行政庁舎十八階一八〇三会議室

四 入札に参加することができない者 二に定める資格を有しない者

五 その他

- 1 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。
 - 2 入札保証金 財務規則（昭和三十九年宮城県規則第七号）第九十七条及び第九十八条の規定による。
 - 3 契約保証金 財務規則第百十三条及び第百十四条の規定による。
 - 4 入札の無効 本公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札に求められる義務を履行しなかった者のした入札は、無効とする。
 - 5 入札金額の記載方法 契約金額は、入札書に記載された金額に当該金額の消費税及び地方消費税に相当する額を加算した金額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額。以下同じ。）とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額から消費税及び地方消費税に相当する金額を控除した金額を入札書に記載すること。
 - 6 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
 - 7 契約書作成の要否 要
 - 8 申請書等の作成に要する経費 申請書等を提出する入札参加希望者の負担とする。
 - 9 詳細は、入札説明書による。
- 六 概要
- Summary
- 1 Nature and Quantity of the Items to be Procured : Wireless access point (1 set)
 - 2 Deadline for Delivery : March 24, 2023 (Fri.)
 - 3 Place of Delivery : A place within Sendai City to be designated by Miyagi Prefectural Government
 - 4 Deadline for Bid Submission : July 5, 2022 (Tue), 5 : 00 p.m.
 - 5 Contact Information : Kaho Uchida, Procurement Section, Government Contract Division, Treasury Department, Miyagi Prefectural Government, 3-8-1 Honcho, Aoba-ku, Sendai City, Miyagi Prefecture 980-8570 Japan. TEL.: 022-211-3333
 - 6 Language and Currency Used in Contract Procedures : Japanese and Japanese yen only.

教育委員会

○宮城県教育委員会告示第八号

文化財保護条例（昭和五十年宮城県条例第四十九号）第三十二条第一項の規定により、次の表に掲げる記念物を宮城県指定天然記念物に指定する。

令和四年五月二十七日

宮城県教育委員会

種別	名称	員数	指定地	所在地	所有者
天然記念物 (植物)	花山の千年ク ロベ	一本	根元基準杭か ら半径九メー トルの範囲	栗原市花山字本沢岳山 国有林四十三林班い小 班内	国(東北森林管理局 宮城北部森林管理 署)

監査委員

○宮城県監査委員告示第十四号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第109条第9項の規定により報告した定期監査結果について、宮城県知事から同条第14項の規定により下記の措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定により公表する。

令和4年5月27日

宮城県監査委員	高橋伸二
宮城県監査委員	渡辺忠
宮城県監査委員	成田由加里
宮城県監査委員	吉田計

記

1 監査委員の報告日

令和4年2月18日

2 通知のあった日

令和4年4月6日

3 監査委員の報告内容及び措置の内容

(1) 塩釜県税事務所

イ 監査委員の報告の内容

県税において、収入未済を解消する努力は見られるが、なお収入未済があったので、更に適切な徴収対策を講じ、税収の確保に努められたい。

(内容)

報 告 書 公 城 同

<p>・令和2年度収入未済額</p> <table border="0"> <tr><td>現年度分</td><td>90,998,267円</td></tr> <tr><td>過年度分</td><td>144,515,234円</td></tr> <tr><td>合 計</td><td>235,513,501円</td></tr> </table> <p>・令和元年度収入未済額</p> <table border="0"> <tr><td>現年度分</td><td>102,309,844円</td></tr> <tr><td>過年度分</td><td>152,752,614円</td></tr> <tr><td>合 計</td><td>255,062,458円</td></tr> </table> <p>ロ 措置の内容</p> <p>県収入未済額の縮減に当たっては、「第5次県税滞納額縮減対策3か年計画」、「令和3年度県税事務運営」及び「塩釜県税事務所事務実施計画」に基づき、以下の税目に分けて各種徴収対策に取り組んでいるところである。</p> <p>＜個人県民税への対応＞</p> <p>令和2年度から県職員の市町村併任及び市町村職員の市町村相互併任がスタートしたところであるが、令和3年度は7月1日に併任発令を行い、同月に併任徴収対策会議を開催し、共通滞納者（22者）の情報共有を図った上で、相互に定めた滞納整理方針を基に、各市町において徴収対策に取り組んだ。</p> <p>宮城一斉滞納整理強化月間には、管内市町と連携・協働し、個人県民税の滞納者に対して共同催告（文書及び訪宅）、共同徴収を実施した。また、毎月行っている県税還付金の差押支援に加え、財産調査結果の情報提供による差押え支援を行った。</p> <p>＜その他の税目への対応＞</p> <p>新型コロナウイルス感染症対策や豚熱防疫作業の応援等により、年間計画の実施に遅れが生じたものの、各種財産調査の実施後は、その結果に基づき速やかに滞納処分を実施し、収入未済額の縮減に努めている。</p> <p>令和4年2月末日現在の差押えによる取立て額は、預貯金36件で1,337千円、給与6件で445千円、生命保険5件で19千円の合計1,801千円となっている。</p> <p>大口（滞納額30万円以上）案件及び困難案件については、折衝状況に応じた分類を行うって進行管理しており、11月には54件、2月には11月の案件を含む55件について検討会を開催して整理方針を決定し、その方針に沿って滞納整理に取り組んでいる。令和4年2月末現在で、完納が3件、納付約束・分納中が11件（換価の猶予3件を含む。）となっており、それ以外の案件については更に財産調査を徹底し、資力のある者については適時に差押え等の滞納処</p>	現年度分	90,998,267円	過年度分	144,515,234円	合 計	235,513,501円	現年度分	102,309,844円	過年度分	152,752,614円	合 計	255,062,458円	<p>分を執行し、資力のない者については処分停止を行うなど、適切な債権管理に努めていくこととしている。</p> <p>(2) 北部県税事務所</p> <p>イ 監査委員の報告の内容</p> <p>県税において、収入未済を解消する努力は見られるが、なお収入未済があったので、更に適切な徴収対策を講じ、収収の確保に努められたい。</p> <p>(内容)</p> <table border="0"> <tr><td>・令和2年度収入未済額</td><td></td></tr> <tr><td>現年度分</td><td>178,218,277円</td></tr> <tr><td>過年度分</td><td>173,860,740円</td></tr> <tr><td>合 計</td><td>352,079,017円</td></tr> </table> <p>・令和元年度収入未済額</p> <table border="0"> <tr><td>現年度分</td><td>85,243,951円</td></tr> <tr><td>過年度分</td><td>178,827,728円</td></tr> <tr><td>合 計</td><td>264,071,679円</td></tr> </table> <p>ロ 措置の内容</p> <p>県税滞納額縮減対策3か年計画及び令和3年度県税事務運営に基づき、新型コロナウイルスの影響も個別に確認しながら、収収確保と収入未済の縮減に努め、徴収対策を講じた。</p> <p>個人県民税については、「北部地区住民税徴収対策会議」を開催し、栗原市を含む管内2市4町との連携・協働を推進したほか、滞納整理研修会や案件検討会議等を開催し、管内職員の徴収技術の向上を図った。</p> <p>併せて、「大崎地区税務担当課長会議」を3回開催し、賦課徴収両面の課題を検討協議するとともに、県税職員の管内市町併任及び管内市町徴収吏員の相互併任による併任職員の活動強化に努めた。また「併任職員徴収対策会議」を開催し、各市町が抱える徴収困難案件の協議・検討のほか、共同催告や自動車税還付金の差押支援、合同捜索会議の開催など、収入未済額の縮減に努めた。</p> <p>個人県民税以外の税目については、滞納事案の早期着手に努め、緻密な財産調査、給与、預金債権、捜索による財産差押を行うとともに、担保力がないと判断した滞納者に対しては速やかに処分停止等を行うなど、より効果的な滞納整理に努めた。</p> <p>(3) 北部県税事務所栗原地域事務所</p> <p>イ 監査委員の報告の内容</p>	・令和2年度収入未済額		現年度分	178,218,277円	過年度分	173,860,740円	合 計	352,079,017円	現年度分	85,243,951円	過年度分	178,827,728円	合 計	264,071,679円
現年度分	90,998,267円																										
過年度分	144,515,234円																										
合 計	235,513,501円																										
現年度分	102,309,844円																										
過年度分	152,752,614円																										
合 計	255,062,458円																										
・令和2年度収入未済額																											
現年度分	178,218,277円																										
過年度分	173,860,740円																										
合 計	352,079,017円																										
現年度分	85,243,951円																										
過年度分	178,827,728円																										
合 計	264,071,679円																										

報 告 書 公 報

県税において、収入未済を解消する努力は見られるが、なお収入未済があったので、更に適切な徴収対策を講じ、税収の確保に努められたい。

(内容)

・令和2年度収入未済額

現年度分 29,750,771円

過年度分 55,533,126円

合 計 85,283,897円

・令和元年度収入未済額

現年度分 26,483,015円

過年度分 54,651,314円

合 計 81,134,329円

ロ 措置の内容

令和2年度の収入未済額については、前年度より増加したものの、その要因は新型コロナウイルス感染症に伴う納税の特例猶予制度の影響によるものであり、それを除く部分については下記のとおり収入未済額の縮減に努めた。

個人県民税については、滞納額の約8割を占めることから、北部県税事務所と合同による「住民税徴収対策会議」や「滞納処分実務研修会」を開催し、栗原市との連携強化を図るとともに、当所職員と栗原市職員双方の徴収スキルの上昇に努めた。また、栗原滞納整理協働支援チームを設置するとともに、当所職員5名を栗原市職員（徴税吏員）に併任発令し、共同で訪宅催告や文書催告を行った。

個人県民税以外の一般税については、地区毎の担当者と納税指導員が連携しながら、早期の納税折衝及び財産調査に着手した。特に当所の滞納者の大部分を占める自動車税種別割については、納税通知書等の返戻分の所在確認等を速やかに行い、滞納整理に早期に着手できる体制の確保に努めた。また、納税資力があるにもかかわらず、自主納税に応じない滞納者に対しては、預貯金や給与等換価性の高い債権の差押を行い、滞納者の事情によっては換価猶予等の緩和制度を活用した計画的な納付を指導した。

このほか、調査により納税資力がないことが判明した滞納者に対しては、法定要件に照らしながら、適正に処分停止を適用した。

(4) 東部県税事務所

イ 監査委員の報告の内容

県税において、収入未済を解消する努力は見られるが、なお収入未済があったので、更に適

切な徴収対策を講じ、税収の確保に努められたい。

(内容)

・令和2年度収入未済額

現年度分 104,291,564円

過年度分 140,873,817円

合 計 245,165,381円

・令和元年度収入未済額

現年度分 101,804,884円

過年度分 147,750,047円

合 計 249,554,931円

ロ 措置の内容

収入未済額の縮減は事務所の重要課題であり、令和3年度においても「県税滞納額縮減対策3か年計画」における県としての縮減目標を参考に事務所の「県税滞納額縮減対策目標・事業計画」を策定し、縮減目標達成に向けて取り組んでいるところである。

個人県民税については、市町の徴収努力により直近5年間で約4割の縮減が図られており、事務所としては、市町職員の徴収技術の向上支援を目的とした「滞納処分研修会」の開催や事務所と市町連名による「共同催告」、市町税滞納額に充当するための「県税還付金の差押支援」の継続実施、さらには、滞納整理に関する相談にも随時応じるなどの側面的支援も行った。

個人県民税以外の一般税目については、前年度から拡大した調査機関を対象に、引き続き計画的に早期の財産調査を行い、特に、集中滞納整理時期においては、班内の協力体制を一層強化し、比較的換価が容易な預貯金、生命保険、給与等の債権を中心に差押を積極的に実施したほか、これまで折衝困難となっていた滞納者に対しての搜索の実施により、計画的な納付に導くなど収入未済額の縮減に努めた。

また、各種調査の結果、担税力のない滞納者に対しては、地方税法に基づく納税の緩和措置（徴収の猶予、換価の猶予及び滞納処分の停止）を講じるなど、個々の状況に応じた滞納整理を実施した。特に、依然として収束の見えない新型コロナウイルス感染症の影響により納付が困難な納税者に対しては、置かれた状況に配慮しながら、継続して納税の緩和措置を適用するなどの対応を行った。

今後も引き続き、徹底した財産調査等を実施し、滞納者の担税力を見極め、納税の緩和措置も講じながら適切な滞納整理を進め、収入未済額の縮減に努めていく。

(5) 東部県税事務所登米地域事務所

報 告 書 公 城 宮

<p>イ 監査委員の報告の内容</p> <p>県税において、収入未済を解消する努力は見られるが、なお収入未済があったので、更に適切な徴収対策を講じ、税収の確保に努められたい。</p> <p>(内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和2年度収入未済額 現年度分 27,641,655円 過年度分 63,905,671円 合 計 91,547,326円 <p>・令和元年度収入未済額</p> <ul style="list-style-type: none"> 現年度分 34,343,107円 過年度分 69,816,421円 合 計 104,159,528円 <p>ロ 措置の内容</p> <p>個人県民税については、東部県税事務所との共催による住民税徴収対策会議の開催など、収入未済額の縮減に向け登米市との情報・意見交換等による連携強化を図りながら、徴収技法の向上を図る滞納処分研修会を地方税徴収対策室の協力のもとに実施した。さらに、登米市に対する支援として登米市との連名による共同催告を宮城一斉滞納整理強化月間において実施したほか、県税還付金差押支援の実施などに積極的に取り組んだ。</p> <p>個人県民税以外の税目については、分納誓約等の履行管理を徹底し、滞納者等の事案検討の適時実施及び滞納整理進行会議を定期的に開催し、滞納整理の方針等を明確にした。滞納整理に当たっては、滞納者の財産調査を実施のうえ、預貯金・給与・生命保険・売却金等の債権を主体とした差押及び取立を行い、財産調査の結果、資力のない滞納者については、滞納処分の停止を適用するなど適正な債権管理に努めた。</p> <p>(6) 気仙沼県税事務所</p> <p>イ 監査委員の報告の内容</p> <p>県税において、収入未済を解消する努力は見られるが、なお収入未済があったので、更に適切な徴収対策を講じ、税収の確保に努められたい。</p> <p>(内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和2年度収入未済額 現年度分 30,591,226円 過年度分 92,378,567円 	<p>合 計 122,969,793円</p> <p>・令和元年度収入未済額</p> <ul style="list-style-type: none"> 現年度分 40,246,360円 過年度分 94,851,829円 合 計 135,098,189円 <p>ロ 措置の内容</p> <p>「県税滞納額縮減対策3か年計画」及び「県税事務運営」を基準に、所としての「滞納整理方針」及び「滞納整理年間計画」を定め、収入未済額の縮減に向けて取り組んでいる。</p> <p>個人県民税については、管内市町と連携しながら、「気仙沼地区住民税徴収確保対策会議」を開催し、市町職員の滞納処分の技術向上を推進しつつ、県税還付金の差押支援や地方税法第48条による直接徴収、共同催告、共同徴収を実施している。</p> <p>個人県民税以外については、国・市町とも連携しながら、文書催告や納税指導員による納税勧奨など、早期の折衝・催告により自主納税を促すとともに、預貯金、給与等の債権を中心に早期の財産調査を行い、これらの調査結果を活用し、資力のある滞納者については差押え等の滞納処分を実施し、資力のない滞納者については、滞納処分執行停止等を行い、適切な債権管理に努めている。</p> <p>(7) 仙南保健福祉事務所</p> <p>イ 監査委員の報告の内容</p> <p>生活保護扶助費返還金において、収入未済があったので、収納促進と適切な債権管理を図られたい。</p> <p>(内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和2年度収入未済額 現年度分 11,950,729円 過年度分 44,653,914円 合 計 56,604,643円 <p>・令和元年度収入未済額</p> <ul style="list-style-type: none"> 現年度分 15,069,666円 過年度分 32,631,103円 合 計 47,700,769円 <p>ロ 措置の内容</p> <p>【発生した原因又は経緯】</p>
--	---

公的年金等の適及受給や就労収入等の収入未申告によって生じた生活保護扶助費の適払い(生活保護法第63条、第78条に基づくもの)である。

【処理状況】

- ・納入期限を超過している被保護者に対して、督促状を送付し納付促進に努めた。
- 令和3年度 督促状発出実績 160件
- ・保護受給中の者には地区担当員が家庭訪問時等に早期納入について指導を実施した。
- ・初回訪問時に収入申告義務について、周知徹底を図った。
- また、該当者が死亡している場合には相続人に対して納入指導を行なった。

令和4年2月末現在の収入未済状況

令和2年度収入未済額	
現年度分	10,826,332円
過年度分	34,621,734円
合 計	45,448,066円
・令和元年度収入未済額	
現年度分	11,980,570円
過年度分	30,969,359円
合 計	42,949,929円

令和4年2月末現在の未済額は、45,448,066円で決算時と比較して11,156,577円(不納欠損7,523,842円含む)減少している。

【内部統制の観点を含めた再発防止策】

収入未済額の縮減及び新たな未済額を最小限に抑えるための方策として以下に取り組みたいこととする。

1 収入未済額縮減に向けた取組み

①地区担当員による訪問時の納付指導

ケース訪問時に納入が滞っている納入義務者へ納入通知書の手交等により納入義務を再認識させ、また、履行延期の特約等承認の申請等納入しやすい方法を適宜指導し確実な納付に結びつける。

②適時の督促状の送付

昨年度整備した債権者一覧表と財務システムから出力される収入未済一覧表と照合しながら該当者に対する督促を確実に実施する。

③事務所一丸となった対応

通常の督促状のほか、回収が困難になっているケース等、事務所としての対応が求められると思われる者への幹部職員同行の実施等、事務所一丸となった対応を行っていく。

2 未然防止に向けた取組み

①計画的な訪問による収入申告義務等の周知

計画的な家庭訪問を実施し、収入申告義務の周知及び収入申告書の徴収を徹底する。幹部職員等は処理状況を適時把握し、収入申告漏れによる未収債権発生を防止する。

(8) 東部保健福祉事務所

イ 監査委員の報告の内容

社会保険関係事務において、著しく適正さを欠き、速やかに改善を要するものが認められたので、今後再発しないように内部統制の整備など、対策を講じられたい。

(内容)

- 令和元年6月末から令和2年3月までに退職した非常勤職員の健康保険及び厚生年金保険について、令和2年10月まで被保険者資格喪失届を提出していなかったことにより、退職後も社会保険料を支出していたもの。また、令和元年6月から令和2年6月までに再任用職員及び会計年度任用職員の賞与に係る被保険者賞与支払届についても令和2年10月まで提出していなかったもの。

・ 過払いした人数 5人分

・ 過払額 1,575,566円

- 令和2年5月分の社会保険料について、昨年度に引き続き、支払遅延により延滞金が発生したものの。

・ 件数 1件

・ 支払額(保険料) 1,069,883円

・ 延滞金 4,100円

- 令和3年3月に年金事務所による実地調査が行われるまで、令和元年度及び令和2年度分の被保険者報酬月額算定基礎届の提出を失念し届出が大幅に遅延したものの。また、令和元年6月及び令和2年6月に収受したと思われる算定基礎届の提出に係る年金事務所からの通知文書が所在不明になったもの。

- 令和2年3月に退職した臨時職員について、社会保険に加入していないにもかかわらず社会保険料を課して控除していたもの。また、控除額の還付が大幅に遅延したものの。

・ 件数 1件

報 告 書

<p>・ 還付額 215,248円</p> <p>・ 還付年月日 令和3年5月31日</p> <p>○ 令和2年3月に退職した臨時職員について、社会保険料の控除誤りによる還付及び賞金の算定誤りによる追給を行っているが、源泉徴収を行っておらず、給与所得の源泉徴収に係る給与支払報告の更正処理が行われていないもの。</p> <p>・ 件数 2件</p> <p>・ 還付及び追給額 224,284円</p> <p>ロ 措置の内容</p> <p>○ 本事案に対しては、年金事務所と調整を行い、過払金について、後日納付する健康保険料及び厚生年金保険料との相殺行為により、処理が完了した。</p> <p>適期に行う事務に対する進行管理の不徹底により生じたものである。</p> <p>現在は、会計年度任用職員に係る社会保険加入状況及び処理項目・処理期限を記載した一覧表を作成の上、当該一覧表による進行管理を管理側及び担当班の複数の職員により徹底したことから、以降、同様の誤処理を生じさせていない。</p> <p>○ 本事案については、令和2年5月分の社会保険料について、同年8月に遅延して納付したことにより生じたものである。</p> <p>当該延滞金については、年金事務所が発行する納入告知書に従い納付した。</p> <p>適期に行われるべき事務に対する進行管理の不徹底により、前年度に引き続き延滞金を生じさせたことを深く受け止め、改めて管理側及び担当側の双方において、所独自に作成した会計処理カレンダーの活用や声かけを行い、注意深く進行管理を行った結果、以降、同様の誤処理を生じさせていない。</p> <p>○ 本事案については、年金事務所から発出された通知文の所内共有が図られず、誤処理に繋がったもの。</p> <p>この事案を教訓に班内で当該文書はもちろん文書共有の徹底に努め、かつ、適時の声かけを行ったことにより、当該届け出を始めとした手続きの遅延を生じさせていない。</p> <p>○ 本事案は、支出処理の決裁における管理側の確認不足及び後日の確認不足により生じたもの。</p> <p>また、当時、社会保険に関する誤処理が頻発していたことから、還付額の確定作業に時間を要し、遅延したものである。</p> <p>現在は、会計年度任用職員に係る社会保険加入状況及び処理項目・処理期限を記載した一覧表を作成の上、当該一覧表による進行管理を管理側及び担当班の複数の職員により徹</p>	<p>底したことから、以降、同様の誤処理を生じさせていない。</p> <p>○ 本事案は、追給処理に付帯して生じる手続きについての知識不足により生じたもの。改めて源泉徴収額を算出の上、税務署と協議を行い、更正処理が終了した。</p> <p>今後、同様な事務が生じた際は、税務署や会計指導検査室を始めとした各関係機関に事前相談を行い、同様の誤処理を生じさせないことを所内で徹底することとしている。</p> <p>(9) 東部保健福祉事務所</p> <p>イ 監査委員の報告の内容</p> <p>諸手当認定及び支給事務において、不適切な取扱いが認められたので、今後再発しないように内部統制の整備など、対策を講じられたい。</p> <p>(内容)</p> <p>平成30年4月以降に支給されている職員の諸手当(扶養・地域・住居・通勤)について、認定事務を適時に行わなかったことにより、多数の職員に係る手当が誤支給となったもの。</p> <p>また、これにより複数年度にわたる多額の是正処理が発生したものの。</p> <p>・ 件数 30件(債権者数 22名)</p> <p>・ 金額 追給 400,600円 返納 1,881,265円</p> <p>【うち過年度分】</p> <p>追給 172,701円 返納 1,248,960円</p> <p>ロ 措置の内容</p> <p>本事案は、主に通勤手当を始めとした各種手当について、運賃改定や通勤経路の変更等の申請処理に関する進行管理の不徹底及び内容の確認不足により生じたものである。</p> <p>これまでに全ての是正処理が完了したこと、その際において全職員の認定内容を確認したほか、時期を改めてもう一度全職員の認定内容を確認したこと、申請の際における内容確認を丁寧に行なったこと、職員側に自身による確認について呼びかけたこと(相互チェック)、認定の際において丁寧な確認を行ったことから、現在は適正な認定・支給事務が行われている。</p> <p>(10) 高等看護学校</p> <p>イ 監査委員の報告の内容</p> <p>役務費において、不適切な取扱いが認められたので、今後再発しないように内部統制の整備など、対策を講じられたい。</p> <p>(内容)</p>
--	--

レターパック及び切手購入のための資金前渡を行ったが、その精算が行われていないもの。また、切手等は納入されているが、精算に必要な領収書の添付がなかったもの。

- ・件数 1件
- ・金額 99,000円

ロ 措置の内容

(発生原因)

- 年度末に資金前渡により切手等を購入したが、担当者は処理済みと思いつみ、精算せずに異動し、異動時の後任への引き継ぎもなく、上司によるチェックも不十分であった。
- 領収書等の会計書類については、所定の場所になく、紛失しており、関係書類の指定場所への保管も徹底されていなかった。

(処理状況)

- 現物確認を行うことで支払が真正であったことを証明し、翌年度に精算処理を行った。(再発防止策)

次の再発防止対策を講じた。

- 人事異動時の引継については、事務点検も併せて行うこととした。
- 資金前渡金の精算処理は、原則、執行日に行うこととし、当日行わない場合は、その旨上司に報告することとした。
- 資金前渡による執行日を職員ポータル（ヌケジュール）の活用等により事務室内で共有を図り、上司は執行日に確実に精算処理が行われるように声かけを行うこととした。
- 会計書類の保管場所の徹底について、周知を図った。

(11) 畜産試験場

イ 監査委員の報告の内容

歳入歳出外現金において、払出を行っているものが認められたので、今後再発しないように内部統制の整備など、対策を講じられた。

(内容)

宮城県畜産試験場遺伝子型検査業務に係る契約保証金について、完了検査後に受注者に返還していないもの。

- ・件数 1件
- ・金額 667,300円

ロ 措置の内容

当該業務完了後に契約保証金の返還が必要であることの認識が組織内で共有されておらず、

担当者が異動したことや契約保証金の受入状況の確認が組織として十分に行われていなかったことから、返還処理がなされないままとなったもの。返還していなかった契約保証金については、事業者に契約保証金払戻請求書の提出を求め、速やかに返還を行った。

今後は、歳入歳出外現金受入一覧表等により契約保証金の受入状況を複数人でチェックすることを徹底するとともに、契約保証金管理表により場内で返還時期の情報共有を図り、返還漏れがないよう組織として確実に確認していく。

(12) 気仙沼土木事務所

イ 監査委員の報告の内容

委託契約において、不適切な取扱いが認められたので、今後再発しないように内部統制の整備など、対策を講じられた。

(内容)

業務委託内訳書と成果報告書に不整合があり、設計積算に誤りがあったもの。

- ・件数 1件
- ・工事名 平成30年度社防砂調108-B03号

土砂災害危険箇所基礎調査業務委託（その3）

- ・正設計額 26,388,940円
- ・誤設計額 25,963,240円

ロ 措置の内容

土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域等の指定のための基礎調査業務において、説明会補助業務及び基礎調査に係る調書の作成に関する積算に誤りが確認されたもの。

誤りの生じた主な理由としては、発注者及び受注者双方の説明会に係る業務実績の確認が不十分であり、また、調書作成に関して地形要件等により土砂災害危険箇所が複数の土砂災害警戒区域に分割された場合は、分割後の箇所数を実施成果数量とすべきところを、当初の危険箇所数のままで良いと誤認したためである。

再発防止策として、業務成果とりまとめの際、事務所調査員と受注者が、業務実施箇所数等の詳細な成果数を確認したうえで積算に反映させることを徹底するとともに、新たに作成した「成果とりまとめ時のチェックシート」を活用し、決裁時に複数の職員が成果数量等を再確認することにより、内部統制を強化し再発防止の徹底を図った。

また、同様の業務委託を実施している部内地方機関に対して、「成果取りまとめ時チェックシート」を主務課経由で配布し、同様の事例が発生しないよう注意喚起を行った。